

【 2 】

氏名	村 井 康 彦 むら い やす ひこ
学位の種類	文 学 博 士
学位記番号	論 文 博 第 3 号
学位授与の日付	昭 和 39 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	律令国家解体過程の研究

論文調査委員 (主 査)  
教授 赤松俊秀 教授 小葉田 淳 教授 田村實造

論 文 内 容 の 要 旨

論文の構成は二部に分かれ、第一部は律令財政解体史の諸問題を、第二部は荘園制成立史の諸問題を、論究の対象としている。

第一部“律令財政解体史の諸問題”は、三章より成る。第一章は“公出挙制の変質過程”と題し、平安時代前半の公出挙制が変質しつつに廃絶する過程を究明する。律令財政の支柱の一つである公出挙制の起源、奈良時代の沿革については、近時いくつかのすぐれた研究が発表されているが、著者は、その成果をよく消化吸収したうえ、平安時代前半に行なわれた公出挙のうちには正税の班挙なくして利稻だけを作田に割り当てて徴収する、変則的なものがあった事実を始めて明らかにし、正税の班挙を本来のものとする公出挙制がこのように変質しつつに消滅する過程を追求する。公出挙制がこのように変質した最も大きい原因は、正税が国郡倉以外に民間富豪層が所有する里倉にも保管され、その運用にはこれらの富豪層が干与したことである。この事実は従来の研究では気づかれなかったことである。著者の研究によって、かつては多大な蓄積量を保持した正税の行方が始めて判明しただけではなく、平安時代の民間富豪層の活動の従来知られなかった面が明らかにされている。

第二章は“公営田と調庸制”と題し、公営田制の実施によって、律令財政の最も大きな支柱であった調庸制が変質の速度を早める過程を追求する。最近の研究では、公営田制の実施によって調庸は人別課税制から田率課税に変わったように説かれているが、著者はこの所見に反対し、公営田によって拡大されたのは、正税をもって雑物を買上げ中央に送進する交易制であったとし、交易制の展開のあとを明らかにする。正税は、10世紀から11世紀にかけて大体使い果たされたのであるが、それによって交易制の運用にも重大な変化が生じ、不当に安く買い上げる減直交易や代価を支給しない無直交易が行なわれ、やがて課税の大宗は臨時雑役・在家役に移行する。その推移の過程は従来不明であったが、著者の研究によって明確になった点は少なくない。

第三章は“平安中期の官衙財政”と題し、律令制財政構造が解体しつつあった平安中期の中央政府の財

政治上の問題点を究明する。著者がおもに取り上げたのは官人の給与体系であり、官田設置、正税位禄充当などの事実であるが、財源が枯渇するにつれて、太政官が租税の収取、功禄の支給の責任を次第に負わなくなる事実を指摘して、平安中期以後に顕著となる知行国制への変遷が必然であったことを明らかにする。

第二部“荘園制成立史の諸問題”は三章に別れ、ほかに別編一編が附収されている。第一章“古典荘園の基本構造”は、8世紀から発達する墾田地系の古典荘園の構造を究明し、古典荘園の変質過程が奴隷制社会から封建制社会への発展のおもな契機を作った、とする、学説に対する批判を展開し、あわせて、荘園制研究史上の諸問題を解明する。著者を取り上げたおもな問題は、延喜荘園整理、とくに勅旨田整理と荘家・出挙、寄作人、田堵、口分田、墾田であるが、奴隷制社会から封建制社会への転換を示す重要な事実とされている勅旨田停止に対して、その動機を第一部で明らかにした、正税確保に求めるのは著者の創見である。古典荘園経営の最大の課題は労働力の確保であったが、その供給源について、著者は奴婢・浮浪人重視説を詳細に批判してこれを排し、公民による賃租請作が当初支配的に多かった、とする。この見解は奈良時代および平安初期の荘園経営において、既に明らかにされているが、著者は平安時代後期の荘園についても同様の事実を確認し、その観点から、名田を領有する名主を荘園の基礎とする見解を批判し、田堵の存在形態として、散田・請作を力説する。

第二章は“雑役免系荘園の特質”と題し、10世紀以降東大・興福両寺を中心に大和国にとくに顕著に発達したこの種の荘園の特色を究明する。著者によると雑役免系荘園制は、律令制国家財政の構造的転換の結果現われた国家的給付の一形態であり、これらの免田は、従来国司が担当した寺社所用の白米・油・香菜等の物資や労役の供給を国司に代わって負担する代償として国司に対する雑役負担は免除される。雑役免田系荘園の研究は、研究年月の長い寺社領荘園史研究のうちでも従来まとまった業績が少ない分野であり、著者は、負名=負田制、相坪、出作・加納、寄人に重点を置いて、その特質を明らかにする。この系統の荘園が古典荘園と異なる点は、領家の寺社の権利が定額の雑役徴収権に限られ、下地を支配する権利を持たないことである。従来の荘園研究はこの相違を看過することが多かったために、領家の性格規定に混乱を生じたことを著者は指摘する。

第三章は“公家領荘園の形成”と題し、摂関・公卿等の有力朝臣所領荘園の形成過程を論究する。寄進地系荘園の研究は、史料などの制約によって、荘園研究のうちでも最も未開拓の分野であるが、著者は、これらの公家領荘園の形成には受領層が朝臣と在地領主の間に介在したことが重要な契機であった、との見解のもとに、家領の形成、延久荘園整理、本所権・領主権を中心に、受領層の果たした役割を究明する。公家領荘園の特色は、本家・本所と呼ばれる有力朝臣の権利が強大であって、従来国司が収取していた官物公事の徴収権をも保持しており、荘園領主が直接国家権力に連らなっていることが荘園支配の原理となっていることである、とされている。著者が受領層の介在を強調するのは、上記の事実をさらに究明したうえのことであり、在地領主の所領が中央の上位貴族に寄進されその荘園となる際に受領層が成立の触媒の役割を果たした、とする。

別編“東寺領伊勢国川合大国荘の研究”は、第二部第一章の古典荘園論究の基礎をなす、個別荘園の研究である。

## 論文審査の結果の要旨

平安時代の国家・寺社・貴族層の財政機構の究明は、その研究の歴史が長いにもかかわらず、それらの財政機構が複雑であり相互に深く関係しているのに加えて、史料面の制約や史観の混乱に災いされて久しい間成果があがらなかったが、最近、それらの困難を克服する条件がととのいつつあり、従来の研究成果を根本的に再検討すべき時期に際会している。著者は、従来のすぐれた研究成果をよく消化吸収すると同時に、関係史料を再吟味し、批判すべき学説には綿密な批判を加えた結果、正税、田堵寄人、受領などについて、いくつかの注目すべき新しい見解を樹立し、その妥当なことを厳重な考証によって実証し、その要点を平易明確に論述した。もちろん山積する、律令国家解体期の財政上の諸問題が著者の研究によってことごとく解明されたのではなく、その所論のうちにも是正・拡大を要する点もなくはない。

それにしても、著者の創見の多い研究が既往の水準を著しく高めたことは推奨すべきである。今後の律令財政史の研究がそれによってさらに精密となることは予想される。よってこの論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。